

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（情報システム戦略課）

### 一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、マイナンバーを用いた情報連携を行う場合、主務省令に規定することによりマイナンバーの利用が可能となったことを踏まえ、所要の規定の整備を行うための改正

### 二 内容

法改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日